

安城消防署厨房等改修電気工事 設計書

- 1 本設計書は、衣浦東部広域連合工事請負契約約款第1条に定める設計図書には該当しません。
- 2 本設計書に記載してある数量は、「参考数量」であるため、その誤記又は脱漏を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することはできません。
- 3 本設計書は、次の基準（以下「積算基準」という。）の最新版を基本にして作成しています。

(1) 公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
(2) 建築数量積算基準・同解説	建築工事建築数量積算研究会制定
(3) 建築設備数量積算基準・同解説	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 4 数量に関する質問の方法、期限等は、工事内容に関する質問と同様としますが、「積算基準」に基づく全工種の全項目の数量についての積算根拠資料を添付してください。
- 5 添付の図面は、原本をA3サイズに縮小したものです。

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
安城消防署厨房等改修電気工事						
直接工事費		式	1.0			
共通仮設費計		式	1.0			
純工事費						
現場管理費		式	1.0			
工事原価						
一般管理費等		式	1.0			
工事価格						
消費税相当額						
合計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
直接工事費						
1. 幹線設備工事		式	1.0			
2. 動力分岐設備工事		式	1.0			
3. 電灯分岐設備工事		式	1.0			
4. コンセント分岐設備工事		式	1.0			
5. 拡声設備工事		式	1.0			
6. 自動火災報知設備工事		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
2. 動力分岐設備工事						
1種金属線ぴ	A型	m	6.0			
1種金属線ぴ	C型	m	3.0			
EM-IE電線	管内 2.0mm	m	3.0			
EM-IE電線	天井 2.0mm	m	17.0			
EM-CEケーブル	管内 5.5° -3C	m	3.0			
EM-CEケーブル	天井 5.5° -3C	m	17.0			
EM-CEEケーブル	管内 1.25° -2C	m	6.0			
EM-CEEケーブル	天井 1.25° -2C	m	67.0			
1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス A型	個	4.0			
1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス C型	個	2.0			
1種金属線ぴ付属品	1個用スイッチボックス A型	個	4.0			
手元開閉器箱	MCCB3P30A×1	面	1.0			
手元開閉器箱	MCCB3P15A×1	面	1.0			
(再用品)空調機用リモコン		台	2.0			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
3. 電灯分岐設備工事						
1種金属線ぴ	A型	m	3.0			
1種金属線ぴ付属品	コーナボックス A型	個	2.0			
1種金属線ぴ付属品	1個用スイッチボックス A型	個	2.0			
金属製アウトレットボックス	カバー付 中四角浅型	個	5.0			
EM-IE電線	管内 1.6mm	m	44.0			
EM-EEFケーブル	管内 1.6mm-2C	m	3.0			
EM-EEFケーブル	天井 1.6mm-2C	m	2.0			
EM-EEFケーブル	管内 1.6mm-3C	m	2.0			
EM-EEFケーブル	天井 1.6mm-3C	m	34.0			
EM-EEFケーブル	管内 2.0mm-3C	m	3.0			
EM-EEFケーブル	天井 2.0mm-3C	m	20.0			
照明器具 一体型LED 直付型20形	A22 LSS9-2-30	個	2.0			
照明器具 一体型LED 直付型40形	C33W LSS9MP/RP-4-46	個	1.0			
照明器具 一体型LED 直付型40形	D44W LSS10MP/RP-4-64	個	3.0			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
照明器具 LED非常灯	非 LALE-007	個	1.0			
照明器具 LEDウォールライト 直付型20形	E21W LBF3MP/RP2-06	個	1.0			
照明器具 一体型LED 直付型40形	F41W LBF3MP/RP4-20	個	1.0			
照明器具 LEDスポットライト 100形	G1W	個	1.0			
照明器具 LEDスポットライト 防雨型		個	4.0			
スイッチ (金属プレート付)	ネーム付 1P15A×2	個	1.0			
スイッチ (金属プレート付)	ネーム付 1P15A×3	個	1.0			
スイッチ (金属プレート付)	ネーム付 1P15A×1+1PPL15A×1	個	2.0			
(再用品)照明器具	直付FL40W×1	台	2.0			
(再用品)照明器具	直付FL40W×2	台	2.0			
(再用品)タンブラースイッチ	1P15A×2+1PPL15A×2	台	1.0			
(再用品)壁掛扇風機		台	1.0			
(再用品)コンセント	2P15A×2E 抜け止め	個	1.0			
(再用品)1種金属線ぴ	付属品共	式	1.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
4. コンセント分岐設備工事						
合成樹脂製可とう電線管	隠ぺい PF16	m	8.0			
1種金属線ぴ	A型	m	22.0			
1種金属線ぴ	B型	m	6.0			
1種金属線ぴ	C型	m	2.0			
1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス A型	個	6.0			
1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス B型	個	1.0			
1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス C型	個	1.0			
1種金属線ぴ付属品	ジャンクションボックス C型	個	1.0			
1種金属線ぴ付属品	スイッチボックス 1個用 A型	個	6.0			
1種金属線ぴ付属品	スイッチボックス 2個用 A型	個	1.0			
1種金属線ぴ付属品	スイッチボックス 3個用 B型	個	2.0			
金属製アウトレットボックス	カバー付 中四角浅型	個	8.0			
EM-IE電線	管内 1.6mm	m	39.0			
EM-IE電線	管内 2.0mm	m	61.0			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
EM-EEFケーブル	管内 2.0mm-3C	m	24.0			
EM-EEFケーブル	天井 2.0mm-3C	m	56.0			
コンセント(金属プレート付)	2P15A×2E	個	3.0			
コンセント(金属プレート付)	2P15A×2ET	個	1.0			
コンセント(金属プレート付)	2P15A×1EET	個	7.0			
コンセント(金属プレート付)	2P15A×2EET	個	3.0			
防水コンセント	2P15A×2EET	個	3.0			
はつり補修費		式	1.0			
(再用品)コンセント	2P15A×1EET	個	6.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
5. 拡声設備工事						
合成樹脂製可とう電線管	隠ぺい PF16	m	1.0			
1種金属線ぴ	A型	m	2.0			
1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス A型	個	1.0			
1種金属線ぴ付属品	1個用スイッチボックス A型	個	1.0			
EM-HPケーブル	管内 1.2mm-3C	m	2.0			
EM-HPケーブル	天井 1.2mm-3C	m	12.0			
EM-HPケーブル	PF管内 1.2mm-3C	m	1.0			
スピーカ	天井埋込型 ATT付	台	1.0			
アッテネータ(金属製)		個	1.0			
フラッシュプレート(金属製)	ブランク 角形	個	1.0			
(再用品)スピーカ	天井埋込型	台	2.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

特記仕様書

1 安全・訓練等の実施について

現場の安全確保のため、工事着手後、月当り半日以上の時間を割り当て、作業従事者全員に対して次の事項を実施すること。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 本工事における災害対策訓練
- (4) 本工事現場で予想される事故の対策

2 安全・訓練等の実施状況について

安全・訓練等の実施状況（参加者名簿、資料、写真等）を工事完了時に提示すること。また工事記録に記録し、工事完了時に報告すること。

3 あいくる材の率先利用について

リサイクル資材の率先利用を図るため、使用する資材は、あいくる材として認定されている資材の利用に努めること。

4 建設副産物等に関する提出物について

契約金額が 100 万円以上の時は、(一財) 日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」に搭載された CREDAS 機能により、必要事項を入力し、「再生資源利用計画書 (実施書)」及び「再生資源利用促進計画書 (実施書)」について作成及び提出すること。また、完了時は、工事登録証明書を提出すること。また、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。

5 建設業退職金共済制度の運用について

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、同制度に加入すること。
- (2) 同制度に加入した場合は、掛金収納書を監督員へ提出し、工事現場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示すること。
- (3) 受注者は、自ら雇用する同制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (4) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、同制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する制度対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し、現物により交付すること。
- (5) 同制度に該当しない場合は、その旨を監督員に文書により通知することによって、1号から4

号の事務等を省くことができる。

(6) 共済証紙の残数が明らかであることが資料で確認できる場合に限り、その使用を認める。

6 電子納品の運用について

電子情報の作成に係る基準等は、発注者が定める「安城市電子納品運用手順書」によるものと
し、記載のない事項は監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

7 工事写真について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、監督員の承諾を得た上で、「国土交通省大臣官房官庁営繕部 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」により行うことができる。

8 契約書の設計図の表示について

契約書に添付する設計図は、原本をA3サイズに縮小したものである。

9 工程表について

衣浦東部広域連合工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。

但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合（兼務工事）は、現場代理人等届の添付書類として兼務届及び工程表を添付すること。

10 下請負届について

衣浦東部広域連合工事請負契約約款第7条に記載のある下請負の届出は、原則不要とする。

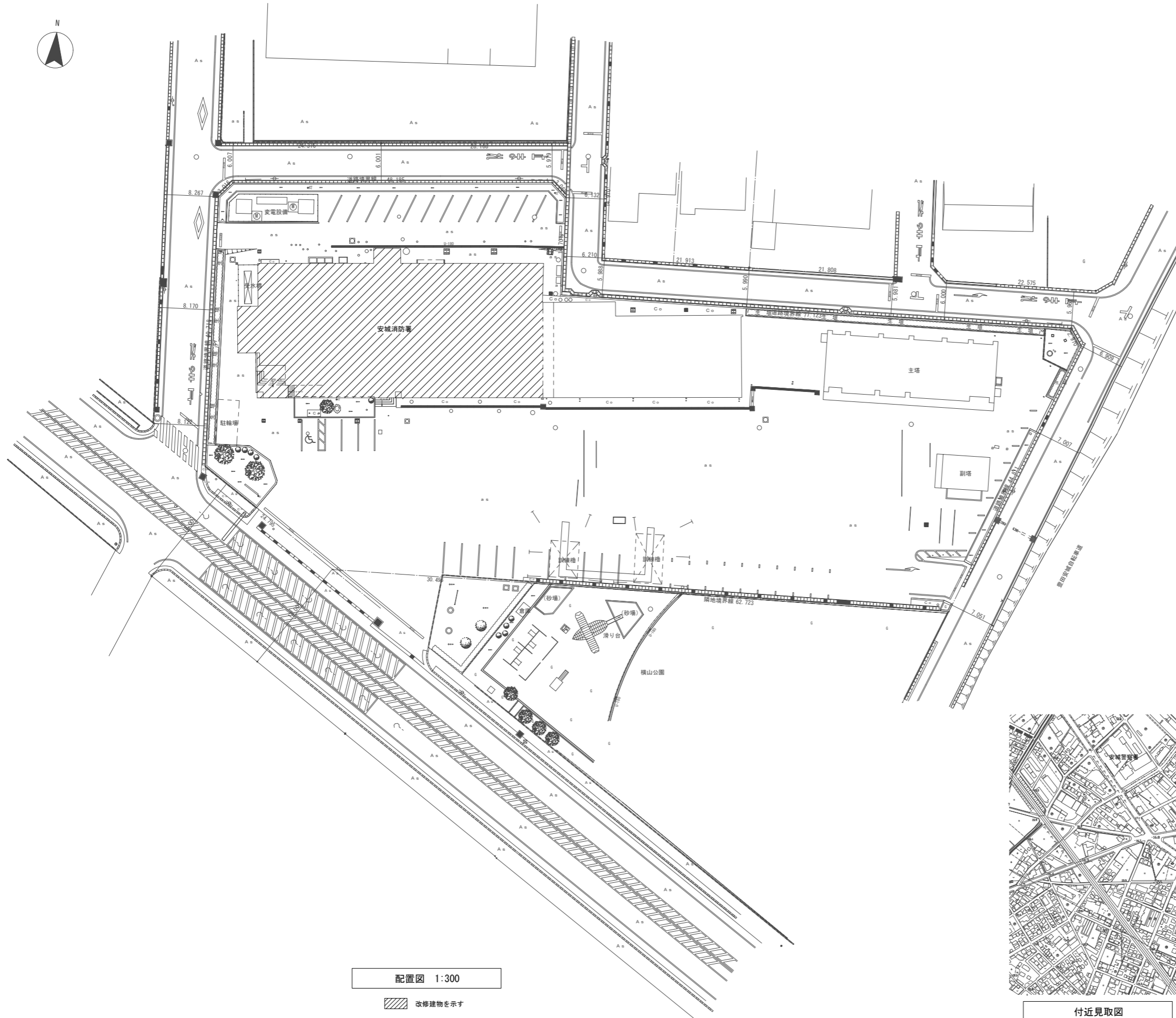
但し、発注者から下請負届の提出を求められた場合は、必要事項を明記し、提出すること。



章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考							
第1編	4節 機器及び材料			第1編	*南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	*南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。 * 施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 ※含まれる(愛知県内全市町村) ・含まれない								
	1.4.2 機材の品質等	1. 使用する機器及び材料は、全て石綿を含まないものとする。 2. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>施工場所</th> <th>品目</th> <th>規格</th> <th>再生原料等の指定</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・指定しない ・指定しない</td> </tr> </table> あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・PC製品 ・舗装用ブロック ・()	施工場所		品目	規格	再生原料等の指定				・指定しない ・指定しない	あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は愛知県建設企画課Webページから入手することができず。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/	* 工事の下請負 * 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が安城市の競争入札参加資格者である場合には、「衣浦東部広域連合入札参加資格等停止基準」に基づく指名停止期間中でないこと。	
	施工場所	品目	規格		再生原料等の指定									
					・指定しない ・指定しない									
	*再生資源の利用の指定					* 施工体制台帳 * 施工体系図	* 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) * 下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。							
	【改修1.4.3】再使用機材	* 取外し後再使用する機材 ※ 図示による ・() 取外し後特別な清掃を行う機材及びその方法 ※ 図示による ・()				* 騒音・振動対策	* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名:							
	5節 施工					* 排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。							
	1.5.3 施工の検査等	* 見本施工 ※ 行わない ・ 行う()			【改修1.6.4】 【改修1.6.9】	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。 なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。							
	1.5.8 化学物質の濃度測定	* 化学物質の濃度 ・ 測定する ※ 測定しない * 測定時期 () 対象物質 ※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン ・() 測定方法 ※ ハッシュ型採取法 ・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による ・() 測定する室/測定箇所数 (/) (/) (/)				* 特定特殊自動車の燃料								
	6節 工事検査及び技術検査	* 中間技術検査 ※ 行わない ・ 行う(実施回数:)、実施時期: ()			【改修1.10.2】	* 薬液注入工法	* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。							
1.6.2 技術検査			【改修1.11.1】 【改修1.11.3】	* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。									
7節 完成図等	* 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成原図(施工図を除く) 1部 (1.7.2により作成する場合のみ) ② 契約図のA3版2つ折り製本 2部 3) 契約図の2つ折り製本 1部 4) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 5) 施工図の2つ折り製本 1部 6) 保全に関する資料 1部 ⑦ 竣工図A3判2つ折り製本 2部 8) 契約図、完成図(施工図除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成がドライブによる) CD-RまたはDVD-R 2部		【改修1.11.2】	* 建設業退職金共済制度	* 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に掲示しなければならない。									
1.7.1 完成時の提出図書	* 完成図の種類及び記載内容 ※ 表1.7.1による(改修は表1.11.1) ・() CADデータ ※ 提出する(※ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 原図の作成 ・ 作成する ※ 作成しない * 原図作成方法 ※ CAD作成し紙出力 サイズ ※ 設計原図と同じ ・() 原図用紙の種類 ※ PPC用ホリステルサント和紙 同等品 ・ トレーシングペーパー 提出部数 ※ 原図: 1部、複写図: 2部 ・() * 複写図作成方法 ・ 1.7.1完成時の提出図書2)に代える ・()			* CCUSの活用	* 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評価において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。									
1.7.2 完成図	* 分析調査 ・ 行う(・ 定性分析 ・ 定量分析) ・ 行わない ・ 図示による			2章 共通工事 1節 仮設工事 2.1.1 一般事項 【改修2.2.2】足場その他	* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長 基発1226第2号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。									
【改修】5節 施工調査														
【1.5.1】石綿を含有する資材等の調査														
【改修】7節 養生														
【1.7.1】養生範囲	* 養生範囲 ※ 図示による ・() ・1.7.1による箇所													
【1.7.2】養生方法及び清掃	* 養生方法 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 既存設備等の養生方法 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない ・() * 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生 ※ ビニルシート、合板等による ・ 図示による ・()													
【改修】8節 撤去														
【1.8.1】一般事項	* 撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※ 図示による ・()													
【1.8.2】撤去作業の安全対策	* 石綿の撤去 ※ 図示による ・()													
【1.8.6】撤去後の補修及び復旧	* 機器等撤去跡の補修等 ※ 図示による ・ 監督職員と協議 ・() * 撤去後の開口部(床、壁、天井等)の補修方法、仕上げの仕様 ※ 図示による ・ 監督職員と協議 ・()													
その他	* 仮設 * 仮熱水費 * 現場代理人等	* 仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。 * 建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 契約約款第10条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。												
* 火災保険等加入方法等	* 電気工事の保険の種類は、火災保険又は組み立て保険とする。(建築工事事務の手引 参考2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」による)期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。													
* 法定外の労災保険 * 事故報告	* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。													

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考
第1編	* 受注者事務所、材料置場その他 * 仮設物の設置場所 * 建設工事名称板及び建設現場標識の設置 【改修2.2.3】 仮設間仕切り	* 内部足場 () ・単管足場 ・くさび緊結式足場 ・枠組足場 ※脚立、可搬式作業台 ・移動式足場(ローリングタワー) ・移動式昇降足場 ・高所作業車 * 外部足場 ・別契約の関係受注者の設置する足場 () ・単管足場 ・くさび緊結式足場 ・枠組足場 ・脚立、可搬式作業台 ・移動式足場(ローリングタワー) ・移動式昇降足場 ・高所作業車 設置するシート等 ・防護シート(JISA8952) ・防護ネット(JISA8960) ・防音シート () 設置範囲 ・図示による () * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。	【改修 表2.2.1】	1.6.3.1 共通事項 1.6.3.2 照明監視制御装置 1.6.3.4 監視操作装置 1.6.3.7 照明制御器 7節 分電盤 1.7.3 キャビネット 1.7.6 器具類 9節 OA盤 1.9.3 キャビネット 12節 制御盤 1.12.3 キャビネット 1.12.6 器具類 14節 電気自動車用充電装置 1.14.1 電気自動車用急速充電装置 1.14.2 電気自動車用普通充電装置 15節 電熱装置 1.15.2 制御盤 1.15.3 発熱線等 2章 施工 1節 共通事項 【改修】1節 共通事項 【2.1.1】 事前確認 2.1.13 耐震施工 【2.1.15】 配管・配線等の改修 9節 バスダクト配線 2.9.2 バスダクトの敷設 10節 ケーブル配線 2.10.4 ケーブルの敷設 12節 地中配線 2.12.3 マンホール及びハンドホールの敷設 13節 接地 2.13.9 接地線 2.13.12 その他 15節 動力設備 2.15.1 配線 17節 雷保護設備 2.17.3 引下げ導線 2.17.4 接地極 18節 施工の立会い及び試験 2.18.2 施工の試験	【表1.6.1】		
		* 受注者事務所(設ける場合) ※ 構内(従業員宿舍除く) ・ 構外 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 * 仮設物の設置場所 ※ 構内(従業員宿舍除く) ・ 構外 * 建設工事名称板 ・ 設ける ※ 設けない ・ 他工事と共同設置 * 建設現場標識 ※ 設ける(他工事と共同設置を可とする) ・ 設けない * 仮設間仕切り種別 ・ A種 ・ B種 ※ C種 【改修表2.2.3】 A種、B種の塗装仕上げ ・ 有 ※ 無 * 仮設扉 設置箇所 ※ 図示による () 種別 ※ 合板張り木製扉程度 () 建設現場標識(例)	【改修 2.3.1】				
		* 埋戻し土及び盛土 ※ 根切り土の中の良質土 () () 細粒改良土 () ・ 図示による * 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 ・ 有 ・ 無 * 建設発生土の処理 ・ 構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地): 三水工業(株)新田土地改良センター(安城市新田町地内)) (片道運搬距離(km):) (片道運搬時間(時間):) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報)) ・ 場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。	【改修 2.5.1】				
		* コンクリート 設計基準強度 ・ 18N/mm ² () () 21N/mm ² () ・ 図示による	【改修 2.8.1】				
		* 金属管の塗装箇所: 屋内見えがかり部分(機械室、EPS等は除く)の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。 * 色合等 () () 指定色 () ・ 図示による * 塗料の種別、塗り回数 ※ 表2.7.1による(改修は表2.8.1) () ・ 図示による	【改修 2.10.1】				
		* スリーブの材料及び仕様 ・ 図示による ※ 表2.9.1[改修は表2.10.1]による ()	【改修 2.12.1】				
		* インサート等の許容引抜荷重 ※ 表2.10.1による () ・ 図示による * インサート及びアンカーの許容引抜荷重 ※ 表2.12.1による () ・ 図示による * 穿孔 埋め込み配管等の探査の範囲及び方法 () ・ 図示による * 性能確認試験 ・ 行う () 行わない () * 施工後確認試験(引張試験) () 行う () 行わない ()	【改修 2.11.1】				
		* 埋設物の調査 ・ 行う ・ 行わない * 放射線透過検査 ・ 行う ・ 行わない () () その他(電磁波レーダー他) * 貫通場所及び口径 () ・ 図示による * はつり深さ () ・ 図示による * 補修が必要な箇所 ※ 図示による 防水箇所の貫通処理方法 () ・ 図示による * 意匠を考慮する場合の仕上げ方法 ※ 図示による	【改修 2.13.1】				
		* 機器用基礎 ・ 新設 () ・ 既設再使用 () ・ 図示による * 基礎の補修 () ・ 図示による * 既設基礎の解体 周辺機器等の養生 () 防水層等の補修 () ・ 図示による 既設基礎撤去後の補修及び床面仕上げ () ・ 図示による	【改修 2.14.1】				
		* 仮設備を要する期間 () * 受変電設備又は発電装置を電源として仮設備する場合 () ・ 図示による	【改修 2.14.3】				
材 料	* 電線、ケーブル 特記なき電線、ケーブルは原則として環境対策品とすること。 * 配線器具 配線器具に使用するプレート類は原則として金属製とする。ただし、防水型等の場合はこの限りでない。 * 照明器具取付方法 蛍光灯照明器具FL40W1灯相当(同等重量器具を含む)以上は躯体にインサートを 使用の上、堅固に取り付ける。 * 予備配管 分電盤から立上り予備配管として、予備の配線用遮断器4個以下の場合(22)相当を1本、5個以上の場合(22)相当を2本以上、二重天井内まで立ち上げる。 * 位置ボックス 1. 照明器具で送り配線となるもの及び配線が末端となるものは、位置ボックスを省略してもよい。 2. 簡易間仕切りに設ける配線器具の位置ボックスは省略してもよい。なお配線器具はそれぞれに適合した形式のものとする。 3. 原則として、外壁部分への取付は避ける。 * 中継ボックス 配管の1区間が30mを超える場合には途中にプルボックス又はジョイントボックスを設ける。 * 地中管路 埋設標は地中管路の曲折箇所、道路横断箇所及び直線部分に設ける。直線部分の場合は30mごとに設ける。ただし、30mに満たないときは、その間に1個とする。 * 埋設標識シート 高圧配線、低圧幹線、通信用幹線の地中配管に標識シートを設ける。	【改修 1.1.1】	No.3a				
施 工	* 照明用ポール 配線用遮断機(引外し装置なし) ・ 設置する () ・ 設置しない () ・ 図示による カットアウトスイッチ(素通しヒューズ) ・ 設置する () ・ 設置しない () ・ 図示による * 光源色 ※ 相関色温度 4,600~5,500k(屋白色) () ・ 図示による * LED照明器具の平均演色評価数(Ra) ※ ベースライト形器具は80以上、ダウンライト形及び高天井形器具は70以上 () ・ 図示による	【改修 1.1.1】					
1章 機 材		安城消防署厨房等改修電気工事		図面番号			
4節 照明器具		電気設備工事特記仕様書 3/7		E-03			
1.4.2 構造一般		縮尺 N.S.					
1.4.4 光源							
6節 照明制御装置							
1.6.3 統合照明制御							
検 図	製 図	設 計					

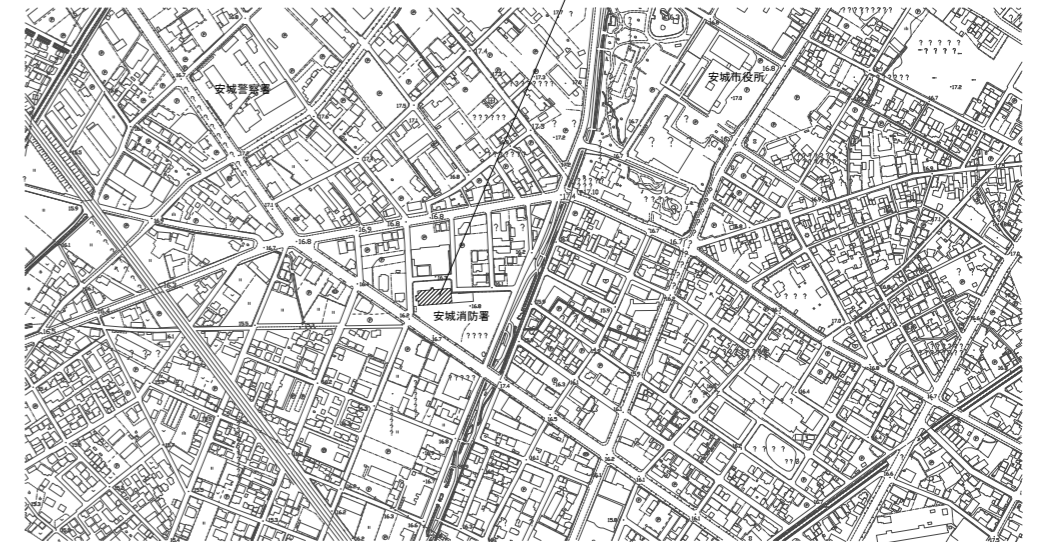
章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考																																																						
その他事項	○本設計図、共通仕様書及び標準図に記載されたものの他は宮繕工事における耐震性強化指針による。 ○特定建設資材の再資源化等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ「https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html(建築工事事務の手引・関連様式)」から可能。(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。	<p>* 局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">・ 一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </table> <p>(注) ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <p>* 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">・ 一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table> <p>* 重要機器 受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器</p> <p>危険物関係機器、危険物用防災機器 避難用機器、防災機器</p> <p>火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類 105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽 大型水槽類、特殊ガス容器等</p> <p>水槽類にはオイルタンク等を含む。</p> <p>*上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。()</p>	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		・ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		・ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	<p>本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。 上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。 中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし) 設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。</p>	その他事項	<p>3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止が継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要なる安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。</p> <p>5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。</p>
		設置場所		耐震安全性の分類																																																									
				※ 特定の施設		・ 一般の施設																																																							
			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																							
		上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																							
		中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																							
		1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																							
		設置場所	耐震安全性の分類																																																										
			※ 特定の施設		・ 一般の施設																																																								
			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																							
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
電気設備工事指定資材																																																													
* 電線管 波付硬質合成樹脂管(FEP)及びポリエチレン被覆鋼管は、JIS規格適合品を使用すること。																																																													
分類 指定資材 適用範囲 品質性能基準																																																													
照明類	LED照明器具(一般屋内用に限る。)		評価名簿登載品(★1)																																																										
	LED照明器具(屋外用)		★1のLED照明器具(一般屋内用に限る。)の評価名簿登載品メーカーの製品																																																										
	照明制御装置		評価名簿登載品																																																										
	可変速運転用インバータ装置		評価名簿登載品																																																										
	非常用照明器具		(一財)日本建築センターの防災性能評定マークが貼付されたもの または、(一社)日本照明工業会のJIL適合マークが貼付されたもの																																																										
	誘導灯		(社)日本電気協会(誘導灯審査委員会)の認定証票が貼付されたもの																																																										
	耐火・耐熱電線		社団法人電線総合技術センター(JECTEC)の認定を受けたもの																																																										
	分電盤(実験盤を含む)		評価名簿登載品																																																										
	制御盤		評価名簿登載品																																																										
	消防防災用制御盤		(一財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの																																																										
電線類	耐火・耐熱電線		評価名簿登載品																																																										
	分電盤(実験盤を含む)		評価名簿登載品																																																										
	制御盤		評価名簿登載品																																																										
	消防防災用制御盤		(一財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの																																																										
	キュービクル式配電盤		評価名簿登載品																																																										
	高圧スイッチギヤ(CW形)		評価名簿登載品																																																										
	高圧スイッチギヤ(PW形)		評価名簿登載品																																																										
	高圧交流遮断器		評価名簿登載品(★2)																																																										
	高圧進相コンデンサ		評価名簿登載品																																																										
	高圧限流ヒューズ		評価名簿登載品																																																										
高圧機器	高圧負荷開閉器		評価名簿登載品																																																										
	高圧変圧器(特定機器)		評価名簿登載品																																																										
	高圧避雷器		評価名簿登載品																																																										
	電磁開閉器類		電磁開閉器、接触器		★2の遮断器類の評価名簿登載メーカーの製品																																																								
	絶縁監視装置		高圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登載品																																																								
			低圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登載品																																																								
	蓄電池		ベント形据置鉛蓄電池		評価名簿登載品																																																								
			制御弁式据置鉛蓄電池		評価名簿登載品																																																								
			据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登載品																																																								
			シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登載品																																																								
直流電源装置		消防設備用		蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの																																																									
交流無停電電源装置				簡易型を除く 評価名簿登載品																																																									
自家発電装置				(一社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの																																																									
太陽光発電装置		パワーコンディショナ及び系統連系保護装置		評価名簿登載品																																																									
通信設備		構内交換装置		交換機、主装置、電話機		(一財)電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの																																																							
		監視カメラ装置				評価名簿登載品																																																							
		自動火災報知装置		感知器、発信器、中継器、受信機		日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの																																																							
		自動閉鎖装置		連動制御盤、自動閉鎖装置		(一社)日本火災報知機工業会、(一社)日本シャッター・ドア協会及び日本防排煙工業会の自主評定マークが貼付されたもの																																																							
		非常警報装置		ベル、表示灯、起動装置		日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの																																																							
		非常放送		消防設備用		日本消防検定協会の認定合格証票が貼付されたもの																																																							
		ガス漏れ警報装置		受信機、中継器		日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの																																																							
				検知器		(一財)日本ガス機器検査協会の認証を受けたもの または高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの																																																							
中央監視制御装置						評価名簿登載品																																																							
サージ保護デバイス		低圧用SPD				評価名簿登載品																																																							
注)本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(「評価名簿登載品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)																																																													
なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。																																																													
南海トラフ地震防災対策推進地域における対応	<p>1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。</p> <p>2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第20条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止が継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要なる安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第20条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止が継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要なる安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。</p>																																																												
				安城消防署厨房等改修電気工事		図面番号																																																							
				電気設備工事特記仕様書 7/7		E-07																																																							
		検図	製図	設計																																																									



工事概要	
工事名称	安城消防署厨房等改修電気工事
建築場所	愛知県安城市横山町浜畔上111
構造	鉄筋コンクリート造3階建
延べ面積	2,008.44㎡ 消防庁舎1棟
竣工年	昭和55年

注意事項

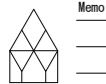
- 工事現場監理**
署内は24時間365日業務を運営しながら工事をすることとなるので、職員、来客者などの安全の確保を徹底した上で工事をすること。また下記項目に対し十分留意のこと。
- 事務手続き関係**
- 1) 工事着手前に工程計画及び安全計画、仮設計画を提出し監督員の承諾を受けること。
 - 2) 本工事に於いて諸官庁届、騒音、振動等に関する届出、及び所轄消防署への消防安全計画書着工届・その他届出、手続きは請負人の負担で速やかに行うこと。
- 安全管理関係**
- 3) 施工に伴う騒音、振動には充分留意し、近隣環境に配慮すること。
 - 4) 外部に対し標識看板等で注意を促し、常に保守点検を行うこと。
 - 5) 工事車両の出入り時については、一般通行人、来客者、職員に対し危険のないように注意すること。大型車両の出入り際には、特に誘導員等適切な人員配置を行うこと。
 - 6) 工事進入経路の舗装構成、マンホール、地下埋設物などを調査し、必要に応じて適切な養生を行うこと。
 - 7) 仮囲い、養生シート張り、その他必要に応じた危険防止設備を設けること。
 - 8) 工事場所付近の部屋や通路は必要に応じ専属の作業員にて掃除を行い、環境の確保に努めること。また、必要に応じ埃止めの目張りを施すこと。
 - 9) 施工に伴う破損箇所は工事請負者の負担において原形復旧のこと。
 - 10) 7A^ハ成形板を撤去する際は、石綿含有率が0.1%以上のものとして適正な撤去・処分を行うこと。又、工事着手に先立ち、7A^ハ含有の有無について工事着手前に調査を行った場合は、監督員に報告し、関係法令及び、公共建築改修工事特記仕様書に基づき適切に処理すること。



付近見取図

配置図 1:300

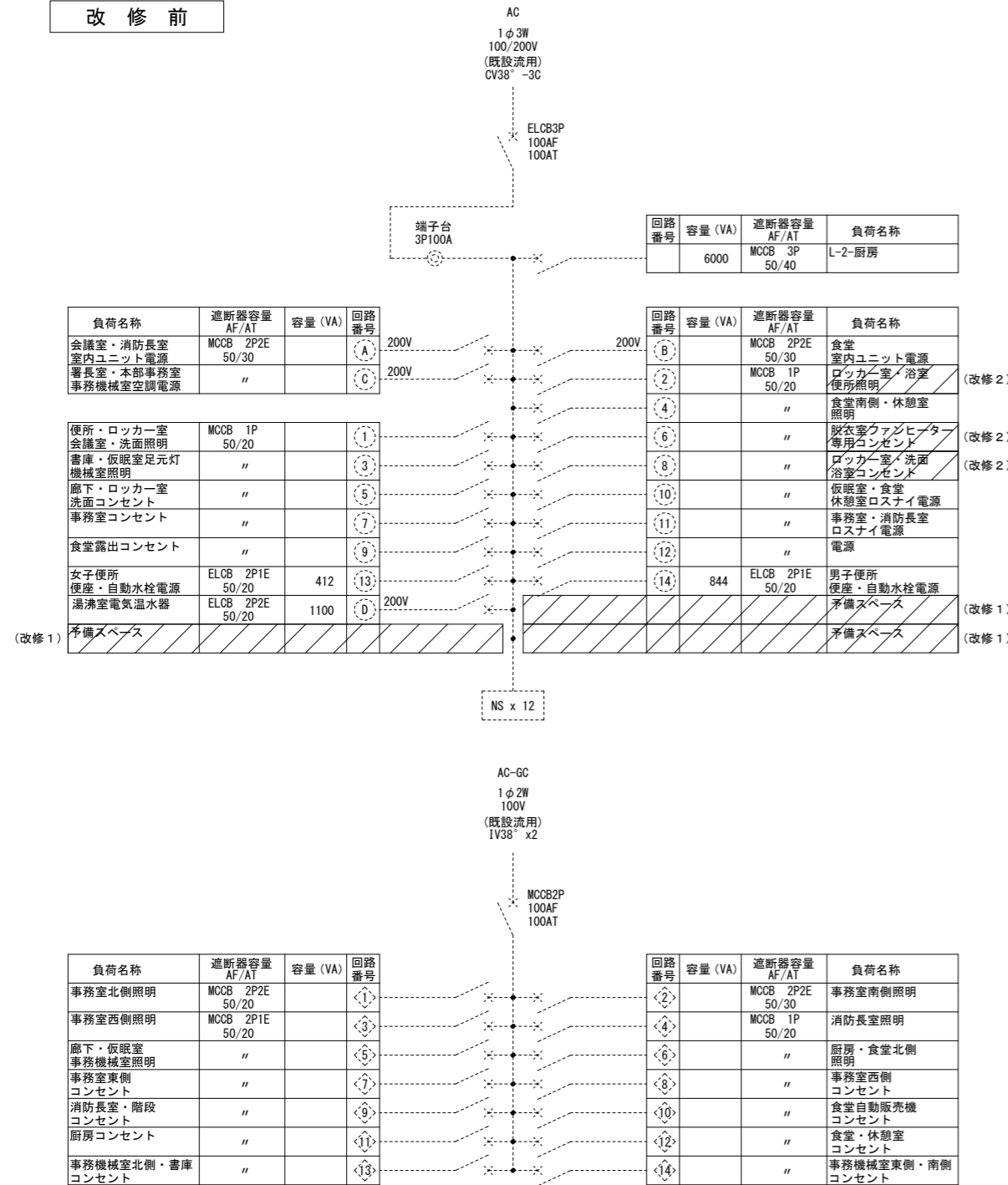
改修建物を示す



Memo

(改修) 電灯分電盤 L-2

改修前



改修後

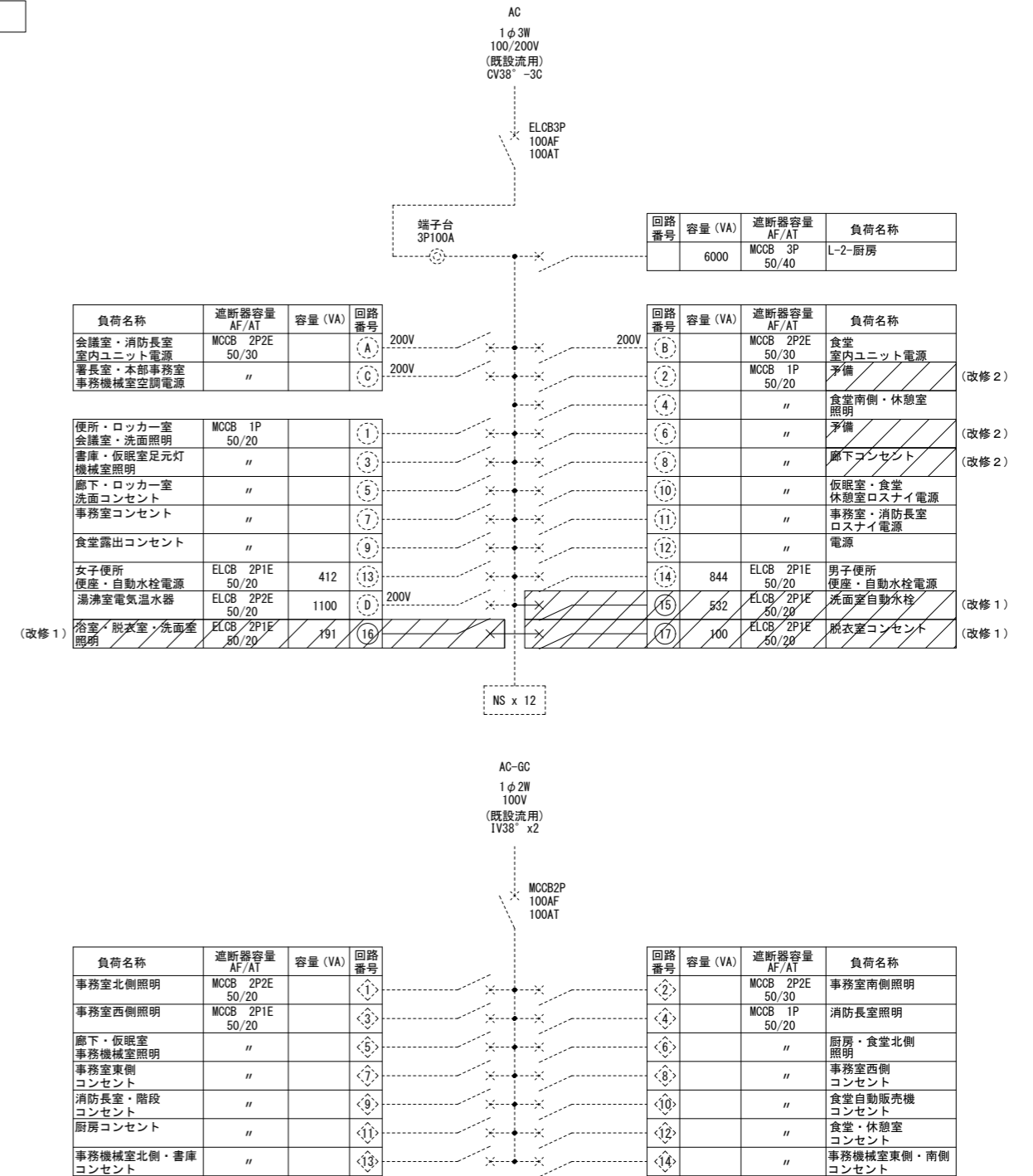
(改修内容)

部については今回改修部を示す。
改修内容については下記参照

(改修1) 予備スペースへ
新設ELCB2P1E50/20Aを取付

(改修2) 負荷名称変更

(注記)
細破線部については既設流用部を示す。

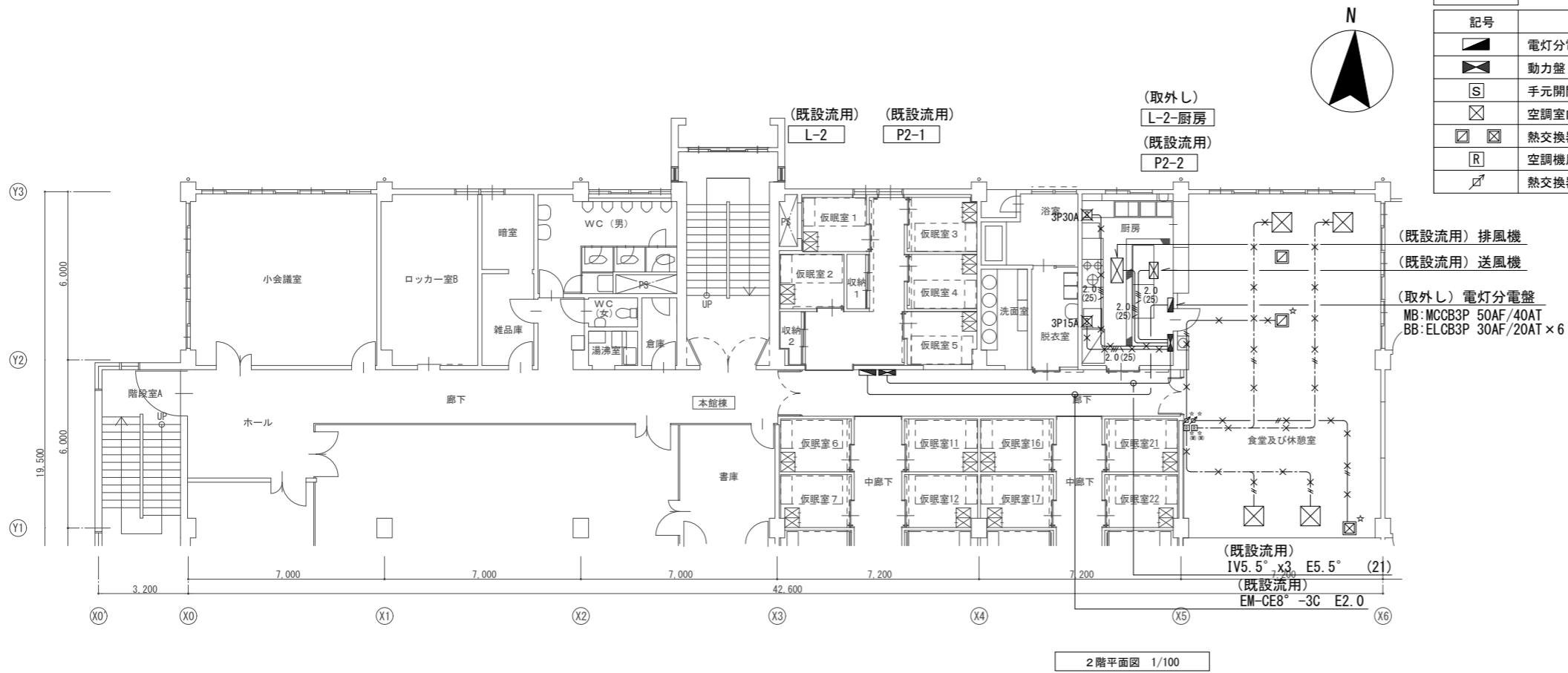


照明器具姿図

A22	C33W	D44W	E21W	F41W	G1W	非
一体型LED 直付型20形 W150 (3200lm)	一体型LED 直付型40形 W150 (5200lm)	一体型LED 直付型40形 W230 (6900lm)	LEDウォールライト 直付型20形 (990lm)	一体型LED 直付型40形 (6560lm)	LEDスポットライト 100形 (710lm)	LED非常灯 低天井用 (~3m)
(昼白色)	(昼白色) (防湿防雨型)	(昼白色) (防湿防雨型)	(昼白色) (防湿防雨型)	(昼白色) (防湿防雨型)	(昼白色) (防湿防雨型)	非常灯評定番号: LALE-007 (BT内蔵) (防湿防雨型)
公共: LSS9-2-30	公共: LSS9MP/RP-4-46	公共: LSS10MP/RP-4-64	公共: LBF3MP/RP-2-06	公共: LSS1MP/RP-4-64	パナソニック: XLGE1126CE1 相当品	パナソニック: NNFB91715C 相当品

Memo

改修前



凡例	
記号	名称
■	電灯分電盤
■	動力盤
S	手元開閉器
⊠	空調室内機
⊠	熱交換器 (吸気・排気)
R	空調機用リモコン
↗	熱交換器用リモコン

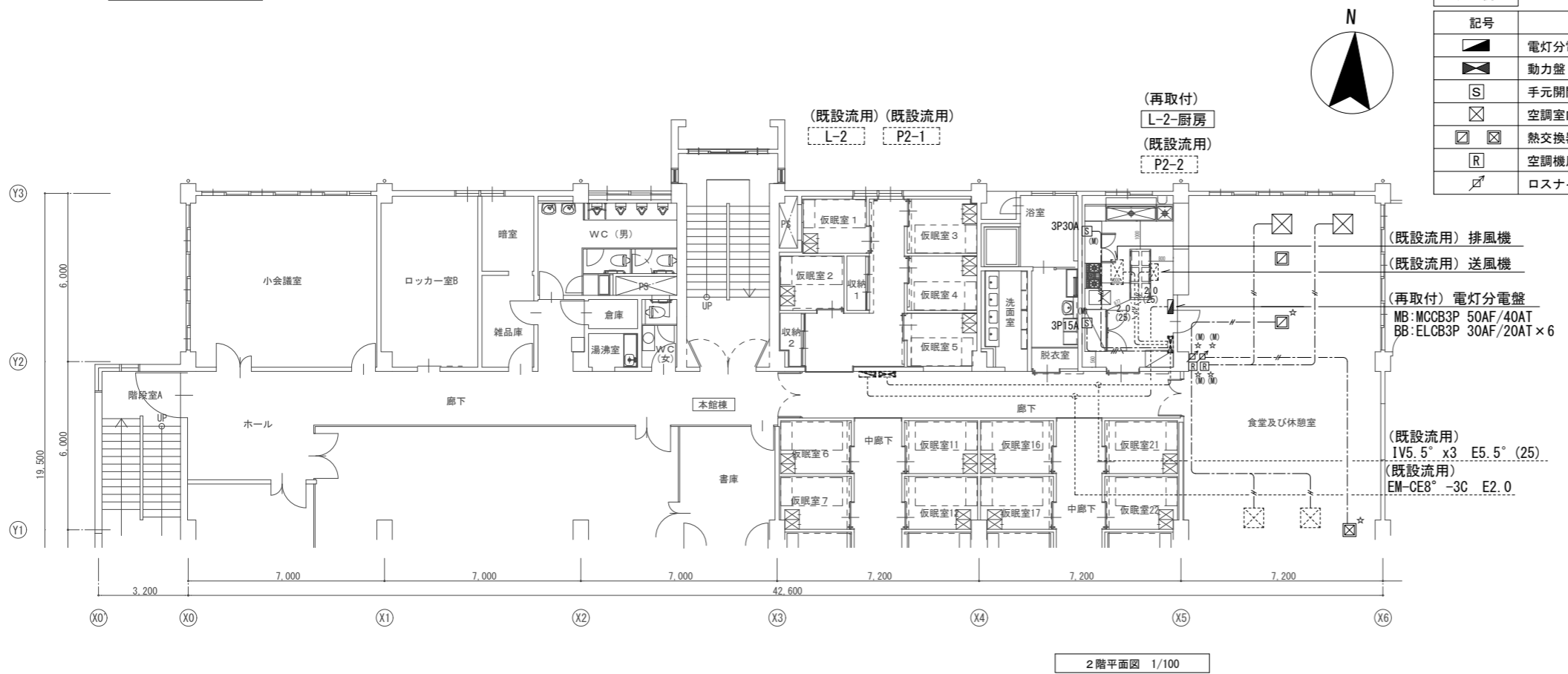
特記なき配管配線については下記とする。

—	いんべい配管
---	天井ころがし配線
2.0(25)	(配線のみ撤去) IV2.0x3 E1.6 (25)
—x—x—x—	(撤去) EM-CEE1.25° -2C
—x—x—x—	(撤去) CVV1.25° -2C (25)

注記

- 既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ×印については撤去を示す。
- 細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- (M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
- ☆印については取外し再取付の機器を示す。

改修後



凡例	
記号	名称
■	電灯分電盤
■	動力盤
S	手元開閉器
⊠	空調室内機
⊠	熱交換器 (吸気・排気)
R	空調機用リモコン
↗	ロスナイ用リモコン

特記なき配管配線については下記とする。

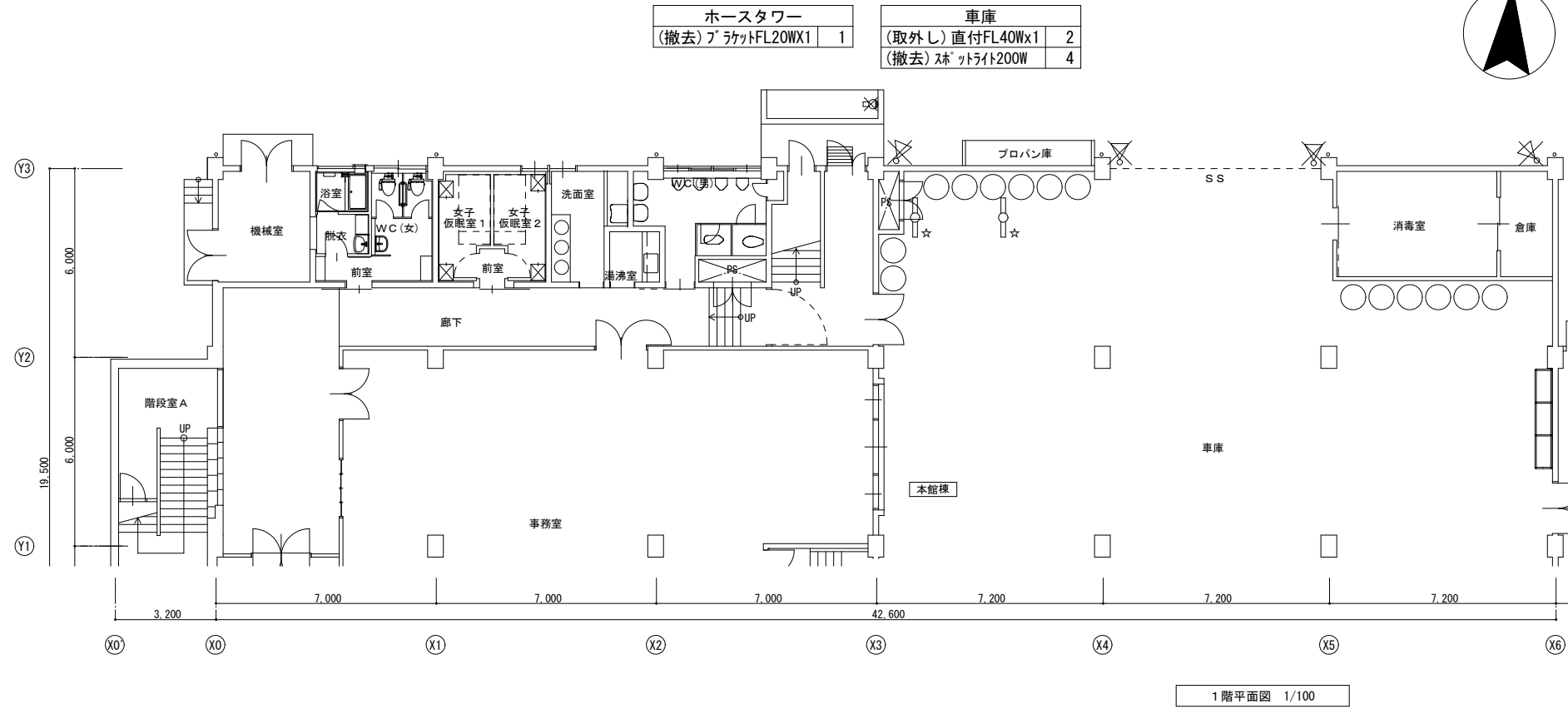
—	いんべい配管
---	天井ころがし配線
—x—x—x—	EM-CE5.5° -3C E2.0
—x—x—x—	EM-CEE1.25° -2C

注記

- 既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- 細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- (M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
- ☆印については取外し再取付の機器を示す。

Memo

改修前



記号	名称
■	電灯分電盤
□	照明器具
○	照明器具
□	照明器具
△	照明器具
●	スイッチ 1P15A
○	パイロットランプ
Ⓟ	カバープレート
Ⓜ	コンセント 2P15x1
Ⓜ	換気扇 (別途機械設備工事)
□	アウトレットボックス

特記なき配管配線については下記とする。

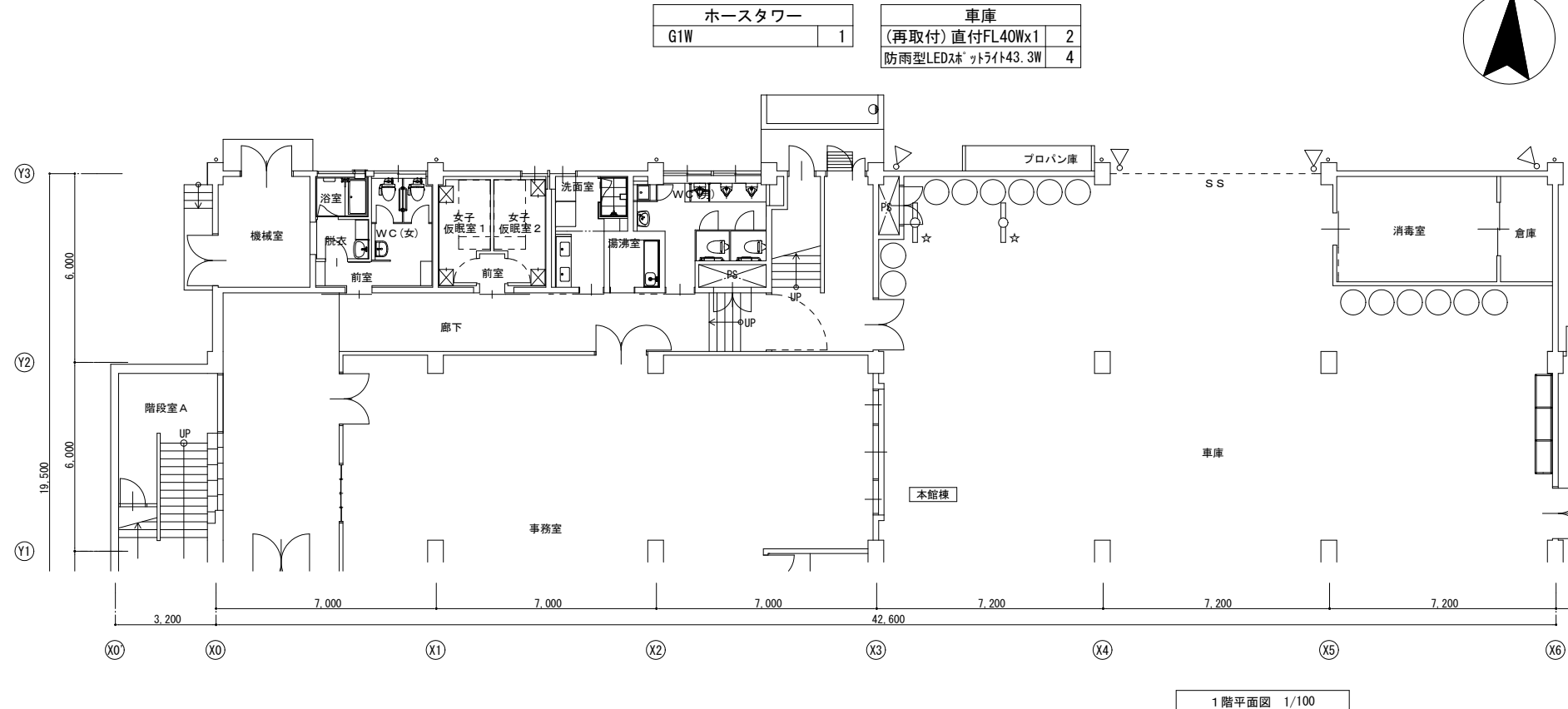
—	いんべい配管
---	露出配管
----	天井こころがし配線

×//2.0×	(配線のみ撤去) IV2.0x2 (19)
×//×	(配線のみ撤去) IV1.6x2 (19)
×///×	(配線のみ撤去) IV1.6x3 (19)
×////×	(配線のみ撤去) IV1.6x4 (25)
×/////×	(配線のみ撤去) IV1.6x5 (25)
×//////×	(配線のみ撤去) IV1.6x6 (25)
×-----×	(撤去) VF1.6-2C

注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・×印については撤去を示す。
- ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
- ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取付け部を示す。
- ・☆印については取外し再取付の機器を示す。

改修後



記号	名称
■	電灯分電盤
□	照明器具
○	照明器具
●	非常照明
△	照明器具 NYS15141K LE9相当品
●	スイッチ 1P15A
●L	スイッチ 1PPL15A
Ⓜ	換気扇 (別途機械設備工事)
□	アウトレットボックス
ⓂXYZ	プルボックス (XYZについてはサイズを示す。)(WPについては防水形・SUS製とする。)

特記なき配管配線については下記とする。

—	いんべい配管
---	露出配管
----	天井こころがし配線

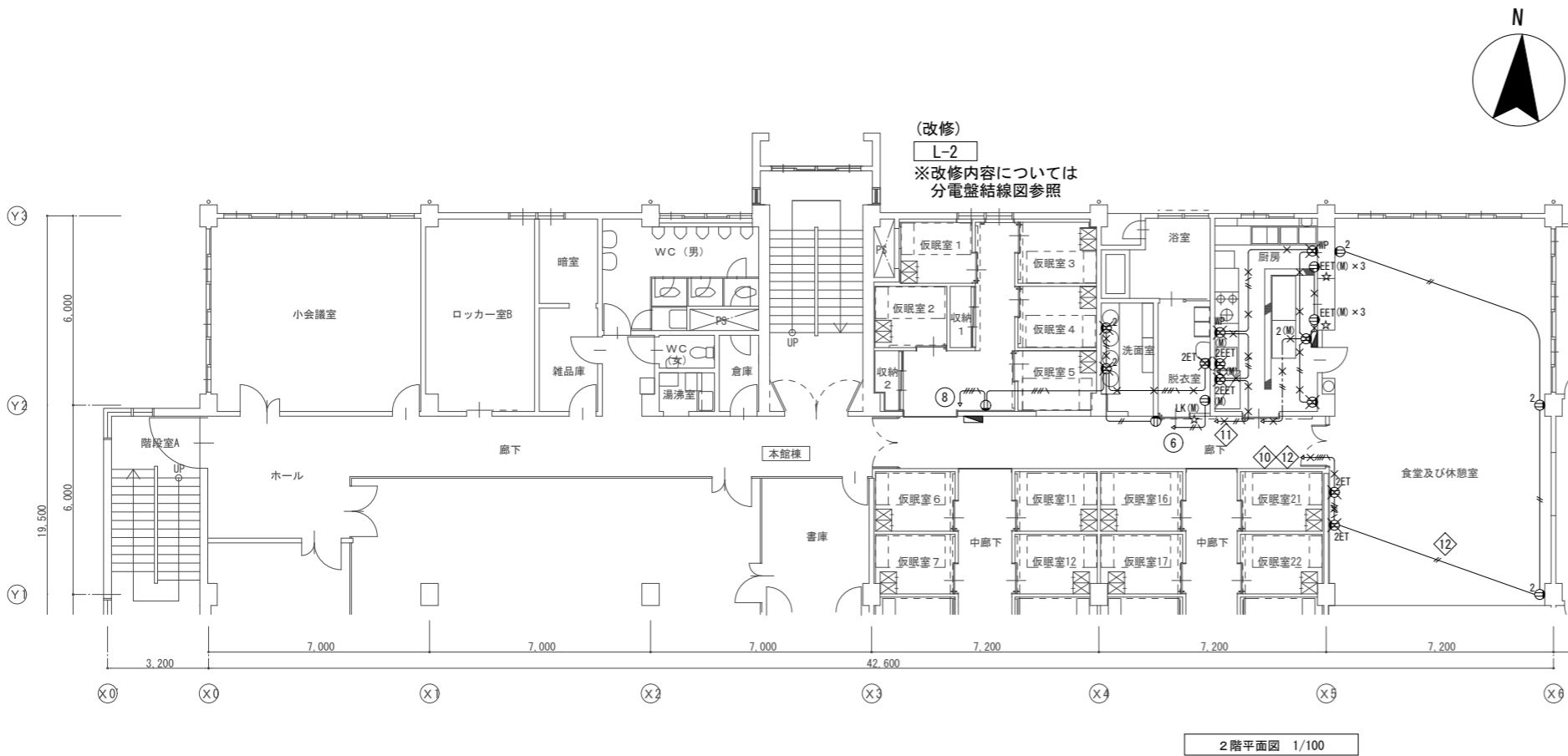
×//2.0	EM-EEF2.0-3C (1CE)
×//	EM-EEF1.6-3C
×//6	EM-EEF1.6-3Cx2
×//	EM-EEF1.6-3C (1CE)
×//6	EM-EEF1.6-2C+3C (1CE)
×// (㊦)	EM-IE1.6x3 既設配管へ入線
×//6 (㊦)	EM-IE1.6x6 既設配管へ入線

注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・細破線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・(㊦)については既設配管及び既設位置ボックス流用部を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
- ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取付け部を示す。
- ・☆印については取外し再取付の機器を示す。

Memo

改修前



凡例	記号	名称
	■	電灯分電盤
	⊖	コンセント 2P15Ax1
	⊖ ₂	コンセント 2P15Ax2
	⊖EET	コンセント 2P15AEx1 ET付
	⊖ ₂ EET	コンセント 2P15AEx2 ET付
	⊖WP	防雨コンセント 2P15AEx2 ET付
	⊖LK	コンセント 2P15AEx1 抜け止めE付

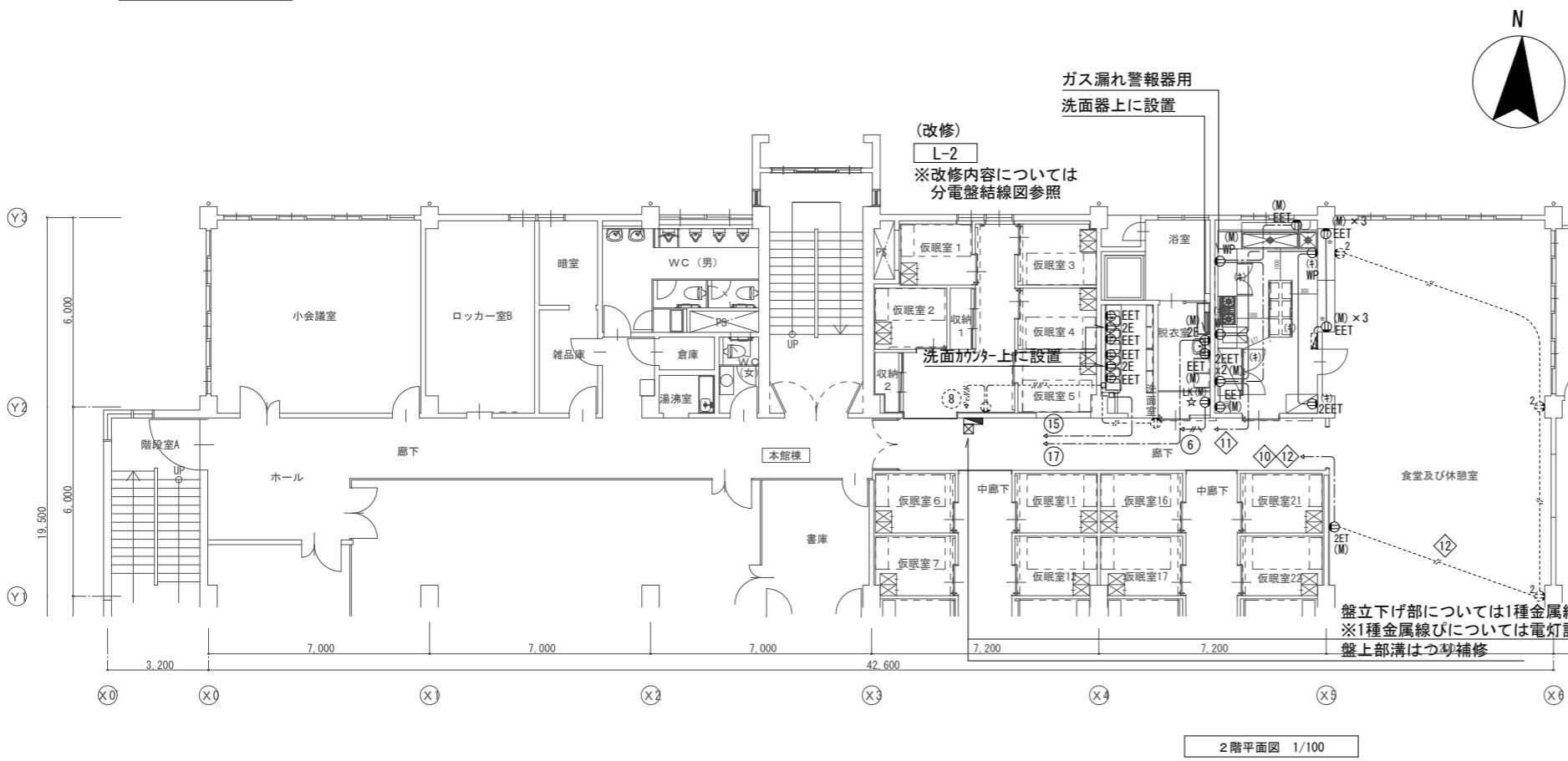
特記なき配管配線については下記とする。

———	いんべい配管
.....	露出配管
-----	天井ころがし配線

—×//—×	(配線のみ撤去) IV2.0x2 (19)
—×//\—×	(配線のみ撤去) IV2.0x2 E1.6 (19)
—×///\—×	(配線のみ撤去) IV2.0x4 E1.6 (25)
—×//—×	(撤去) VVF2.0-2C

- 注記
- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
 - ・×印については撤去を示す。
 - ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
 - ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
 - ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取付け部を示す。
 - ・☆印については取外し再取付の機器を示す。

改修後



凡例	記号	名称
	■	電灯分電盤
	⊖ ₂ E	コンセント 2P15AEx2
	⊖ ₂ ET	コンセント 2P15Ax2 ET付
	⊖EET	コンセント 2P15AEx1 ET付
	⊖ ₂ EET	コンセント 2P15AEx2 ET付
	⊖WP	防雨コンセント 2P15AEx2 ET付
	⊖LK	コンセント 2P15AEx1 抜け止めE付
	□	アウトレットボックス
	☒	1種金属線び用ジャンクションボックス (C型)

特記なき配管配線については下記とする。

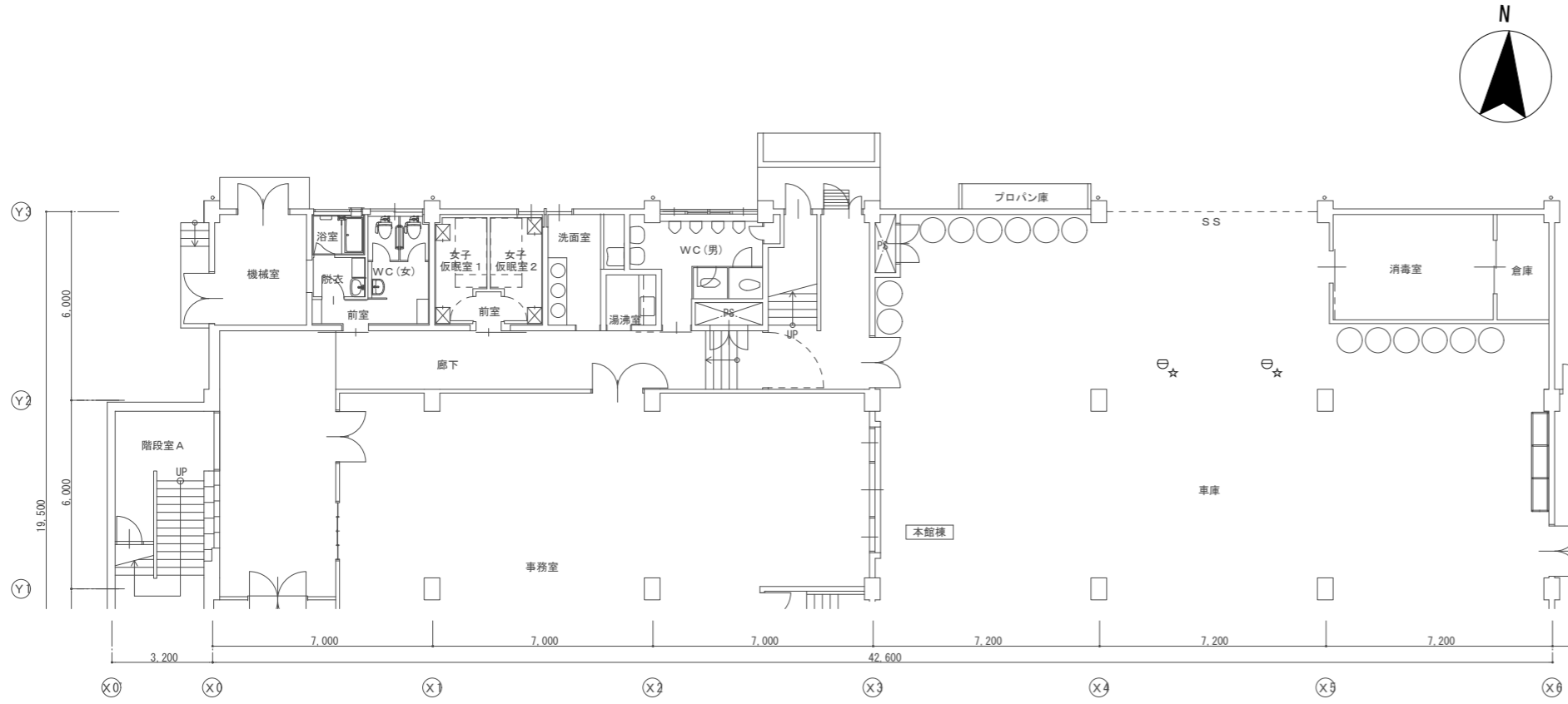
———	いんべい配管
.....	露出配管
-----	天井ころがし配線

-----	EM-EEF2.0-3C (1CE)
———	EM-IE2.0x2 E1.6 (PF16)
——(☆)——	EM-IE2.0x2 E1.6 既設配管へ入線

- 注記
- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
 - ・細破線の機器及び配線については既設流用部を示す。
 - ・(☆)については既設配管及び既設位置ボックス流用部を示す。
 - ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
 - ・☆印については取外し再取付の機器を示す。

Memo

改修前



1階平面図 1/100

凡例	
記号	名称
⊙	天井埋込スピーカ
⊕	壁掛型スピーカ
⊖	差動式スポット型感知器 2種 露出
⓪	定温式スポット型感知器 1種 防水 露出
Ⓛ	光電式スポット型感知器 3種 露出
Ⓜ	ガス漏れ警報器
○	露出ボックス
⊠PBXYZ	ブルボックス (XYZについてはサイズを示す。 (WPについては防水形・SUS製とする。))

特記なき配管配線については下記とする。

———	いんべい配管
.....	露出配管
-----	天井ころがし配線
-----	地中配管

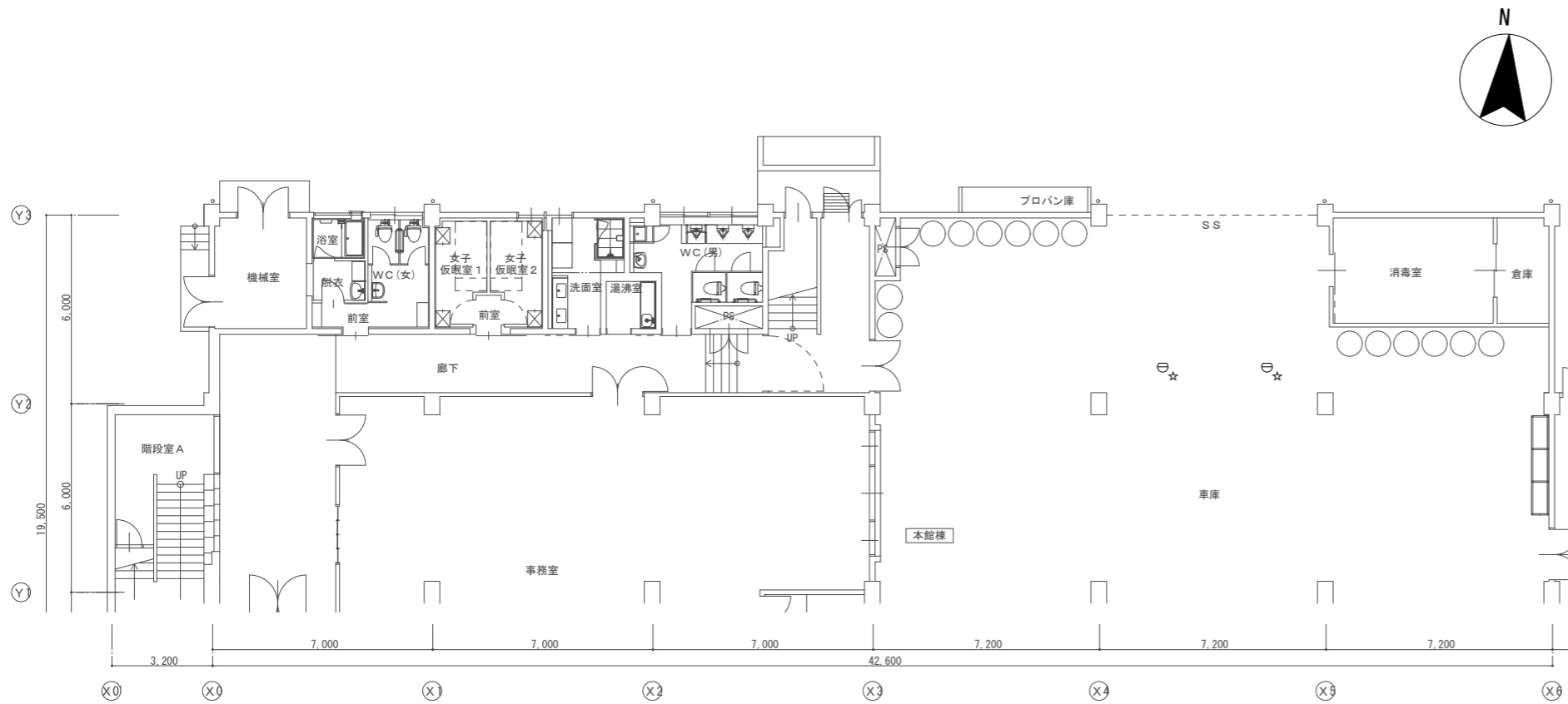
注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・×印については撤去を示す。
- ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・☆印については取外し再取付の機器を示す。

ガス漏れ警報器について

- ・撤去したガス漏れ警報器については消防署へ返却すること。

改修後



1階平面図 1/100

凡例	
記号	名称
⊙	天井埋込スピーカ ATT付
⊖	差動式スポット型感知器 2種 露出
⓪	定温式スポット型感知器 1種 防水 露出
Ⓜ	ガス漏れ警報器 LPガス用 AC100V

特記なき配管配線については下記とする。

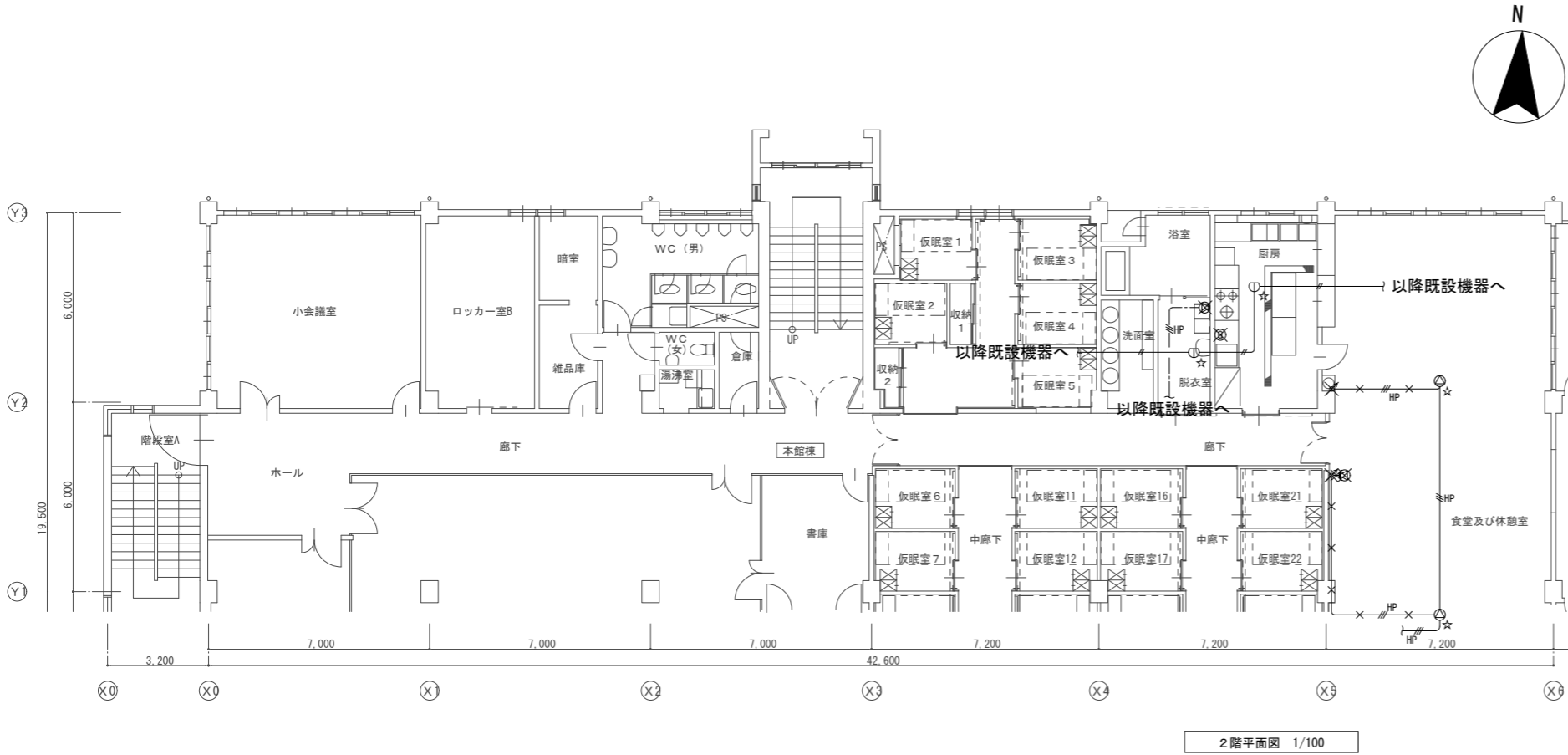
———	いんべい配管
-----	天井ころがし配線

注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・細破線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・☆印については取外し再取付の機器を示す。

Memo

改修前



凡例	記号	名称
	⊙	天井埋込スピーカ
	⊕	壁掛型スピーカ
	♯	アッテネータ
	⊖	差動式スポット型感知器 2種 露出
	⓪	定温式スポット型感知器 1種 防水 露出
	Ⓢ	光電式スポット型感知器 3種 露出
	Ⓜ	ガス漏れ警報器
	○	露出ボックス
	⊠PBXYZ	プルボックス (XYZについてはサイズを示す。) (WPについては防水形・SUS製とする。)

特記なき配管配線については下記とする。	
———	いんべい配管
-----	露出配管
-----	天井ころがし配線
-----	地中配管

×HP/♯×	(配線のみ撤去) HP1.2-3C (25)
--------	------------------------

注記

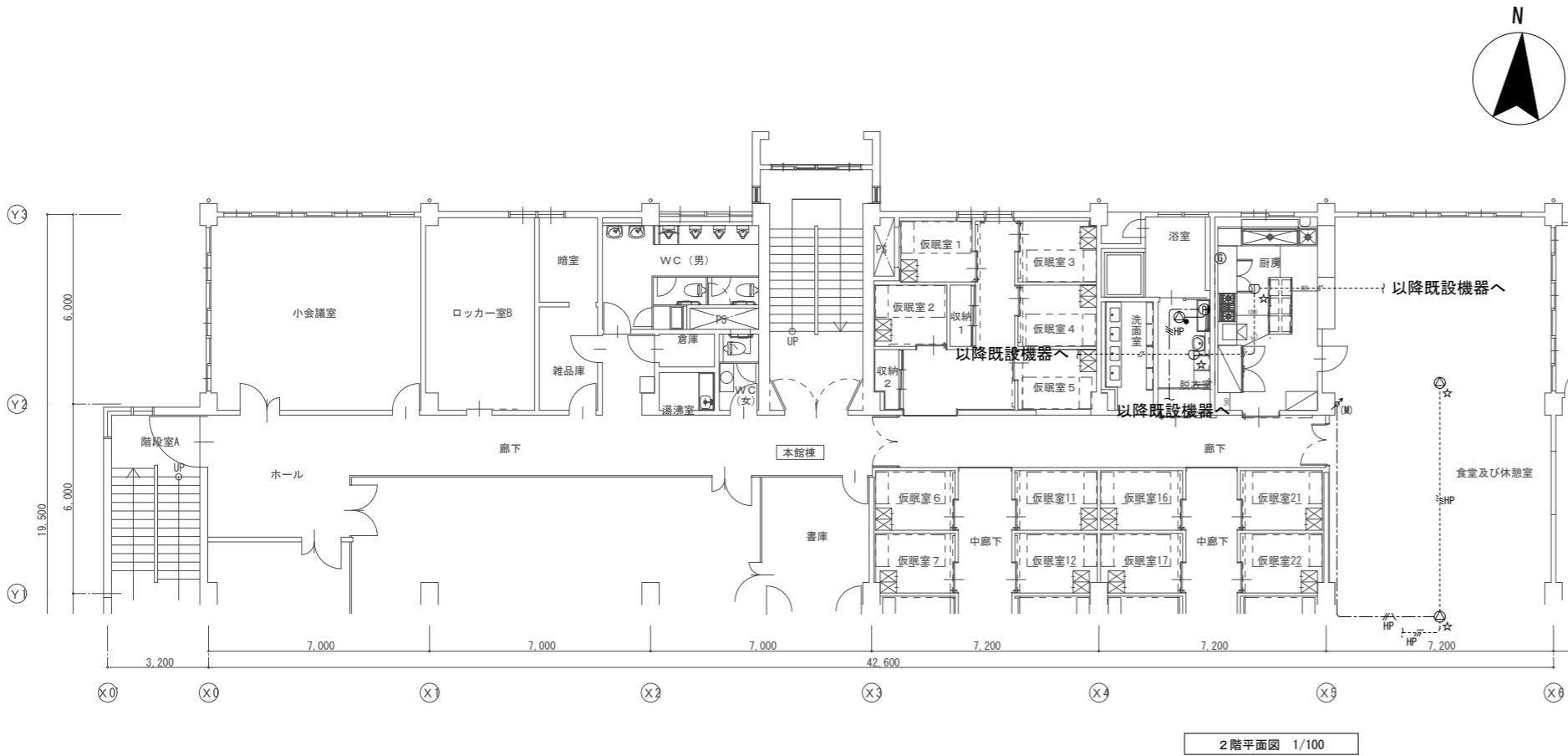
- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・×印については撤去を示す。
- ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・☆印については取外し再取付の機器を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。

ガス漏れ警報器について

- ・撤去したガス漏れ警報器については消防署へ返却すること。

2階平面図 1/100

改修後



凡例	記号	名称
	⊙	天井埋込スピーカ ATT付
	⊕	天井埋込スピーカ ATT無
	⊖	差動式スポット型感知器 2種 露出
	⓪	定温式スポット型感知器 1種 防水 露出
	Ⓜ	ガス漏れ警報器 LPガス用 AC100V
	Ⓟ	フラッシュプレート
	♯	アッテネータ

特記なき配管配線については下記とする。	
———	いんべい配管
-----	天井ころがし配線

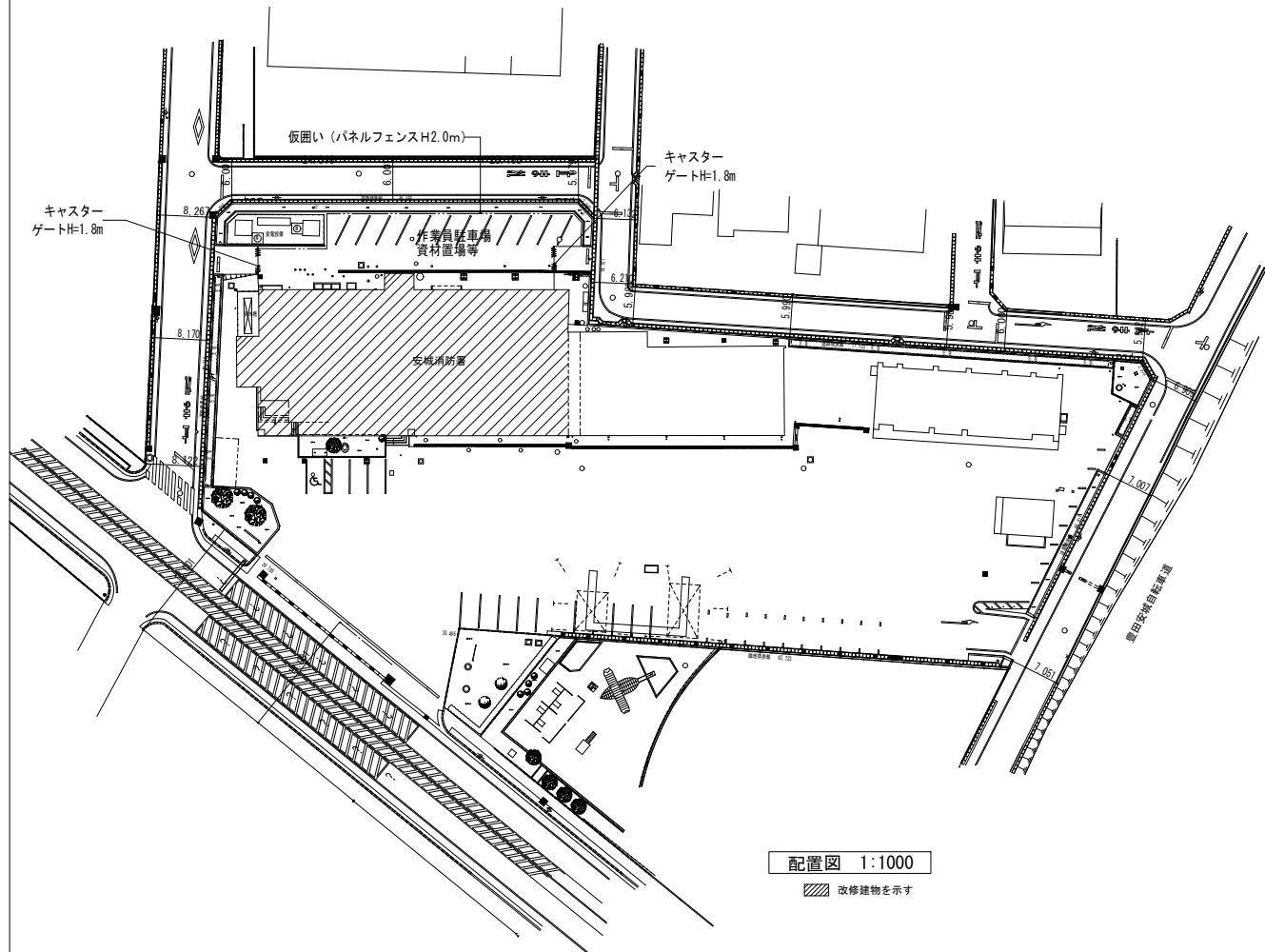
---HP/♯---	EM-HP1.2-3C 立下り部分PF16
------------	-----------------------

注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・細破線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・☆印については取外し再取付の機器を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。

2階平面図 1/100

Memo



配置図 1:1000

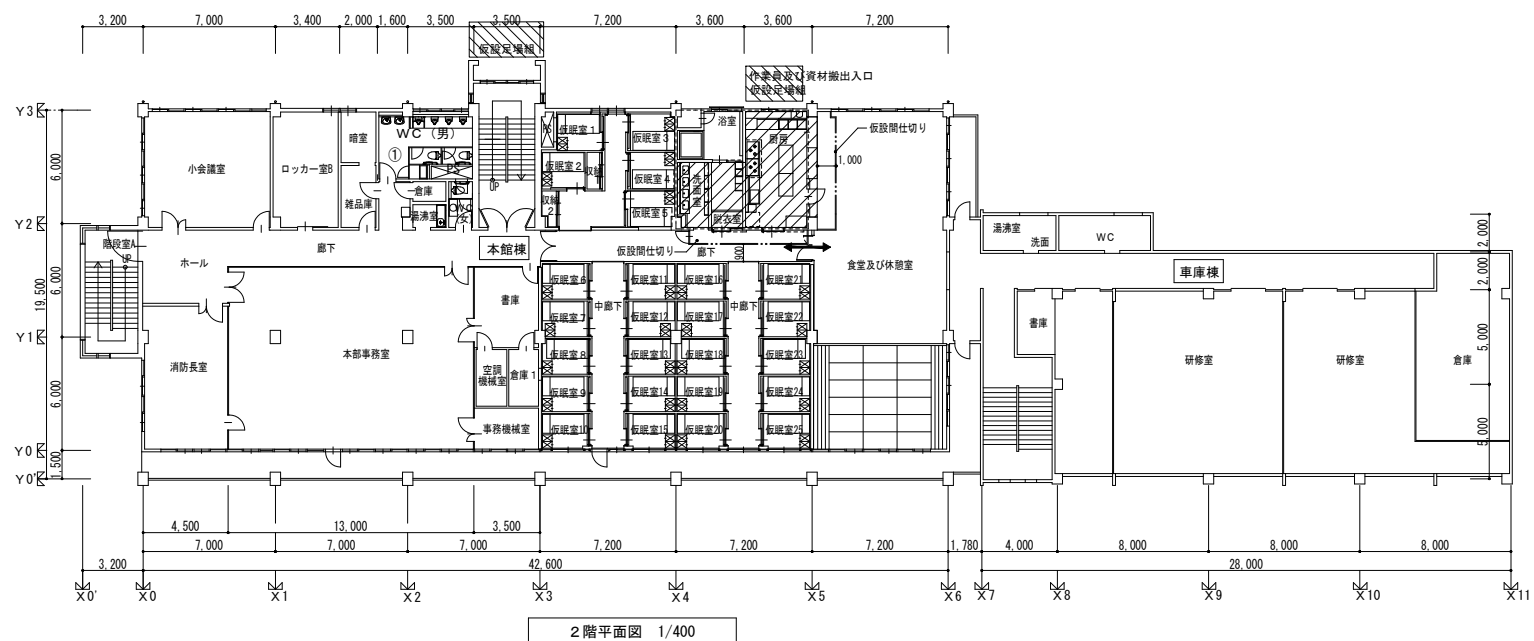
改修建物を示す

注意事項

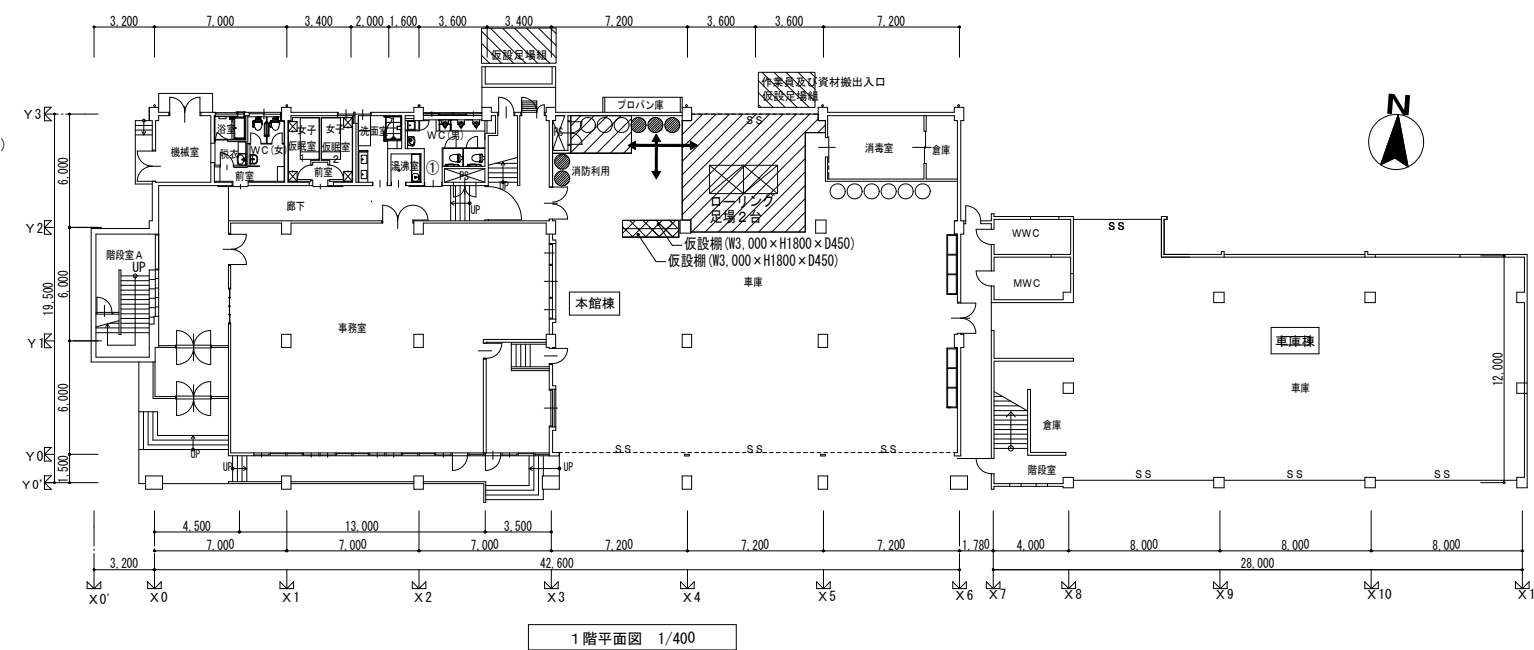
- 工事現場監理**
署内は24時間365日業務を運営しながら工事を行うこととなるので、職員、来客者などの安全の確保を徹底した上で工事を行うこと。また下記項目に対し十分留意のこと。
- 事務手続き関係**
- 1) 工事着手前に工程計画及び安全計画、仮設計画を提出し監督員の承認を受けること。
 - 2) 本工事に於いて諸官庁届、騒音、振動等に関する届出、及び所轄消防署への消防安全計画書着工届・その他届出、手続きは請負人の負担で速やかに行うこと。
- 安全管理関係**
- 3) 施工に伴う騒音、振動には充分留意し、近隣環境に配慮すること。
 - 4) 外部に対し標識看板等で注意を促し、常に保守点検を行うこと。
 - 5) 工事車両の出入り時については、一般通行人、来客者、職員に対し危険のないように注意すること。大型車両の出入りの際には、特に誘導員等適切な人員配置を行うこと。
 - 6) 工事進入経路の舗装構成、マンホール、地下埋設物などを調査し、必要に応じて適切な養生を行うこと。
 - 7) 仮囲い、養生シート張り、その他必要に応じた危険防止設備を設けること。
 - 8) 工事場所付近の都道や通路は必要に応じ専属の作業員にて掃除を行い、環境の確保に努めること。また、必要に応じ埃止めの目張りを実施すること。
 - 9) 施工に伴う破損箇所は工事請負者の負担において原形復旧のこと。
 - 10) 7/4ハシ成形板を撤去する際は、石粉含有率が0.1%以上のものとして適正な撤去・処分を行うこと。又、工事着手に先立ち、7/4ハシ含有の有無について工事着手前に調査を行った場合は、監督員に報告し、関係法令及び、公共建築改修工事特記仕様書に基づき適切に処理すること。
- 1. 施工条件**
- ・10月末までに浴室、脱衣室を使用出来るようにすること。なお、各部の使用開始前には指定する検査を受検すること。
 - ・仮設間仕切りは軽量鉄骨(LGS65)壁下地、石膏ボードt9.5+フィルムシートt0.15+目張りテープ、扉鍵付(アルミ既製品)とする。
- 2. 仮設工事**
- ・作業員及び資材搬出入口用の仮設足場ステージを各階に設置する。
 - ・足場については「手すり先行等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の(2)の手すり据置き方式又は(3)の手すり先行専用足場方式により行うこと。
 - ・足場外周は防音養生シート(防炎1類)設置すること。
 - ・仮囲いはパネルフェンスH1800とする。
 - ・仮設棚についてははさき型足場を利用とし、欄板2段(コンパネ敷き)とする。また、ヘルメット、消防服等が掛けれるフックを設置すること。
- 3. その他**
- ・工事中の利用者への安全対策は十分に注意すること。
 - ・工事中の臭い、材料の飛散、騒音等には特に留意して養生を行うこと。
 - ・工事用地周囲の既設フェンス面に養生シートを設置すること。
 - ・仮設棚の位置は参考図とし、監督員及び施設管理者と協議すること。
 - ・図中の作業員駐車場内は駐車可能とするが、その他で駐車場が必要な場合は、受注者の責において確保すること。
 - ・工事用車両及び作業員車両の駐車は作業員駐車場内とし、スペースが不足する場合は送迎・乗り合わせ等対応を計画すること。
 - ・借地や貸駐車場の利用について、事務及び必要経費は受注者の責任・負担とする。
 - ・1F車庫について工事エリア境界については単管バリエードにて囲いを行うこと。
 - ・2F廊下、食堂間については24時間通行がある為、建具工事の際には通行止めとなる場合は事前に監督員及び施設管理者と協議を行うこと。

【凡例】

- 工事エリア
- 作業員及び資材搬出入口：仮設足場組(昇降足場共)
- 仮設棚：仮設はさき型足場 欄板2段(コンパネ敷き)
- 工事動線
- 施設利用者・職員動線



2階平面図 1/400



1階平面図 1/400



Memo

Project. 安城消防署厨房等改修電気工事
仮設計画図(参考)
Scale. A1:1/200.500 A3:1/400.1000

Date. Section. No. 電気 E-16